

**第2次みどりの里
まちづくり計画
〔令和6～8年度〕**



**白井第二小学校区
みどりの里づくり協議会**

令和6年4月

目 次

1. 地域の現状	1
①地域の概要	1
②基礎データ	1
2. 地域の課題	
①アンケート調査(抜粋)	2
②策定委員会ワークショップ課題意見	3
③策定委員まちづくり計画アンケート課題意見	3
3. まちづくりの将来像と基本方針	5
4. 事業計画	6
〔分野別 3か年事業計画・予算計画〕	
安心安全なまちづくり	6
(交通安全、防災、防犯)	
美しい景観と伝統文化を大切にするまちづくり	7
(地域の美化、景観の保全、伝統文化の保全)	
みんなが交流し、助け合うまちづくり	8
(住民同士の交流、外国人との共生、福祉)	
地域を元気にするまちづくり	9
(魅力の発信、情報の伝達、総務)	
5. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会会則	10
6. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会組織図	17
7. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会設立までのあゆみ	18
8. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会設立後のあゆみ	22
参考資料	
資料 1 まちづくり計画策定委員会設置規程	29
資料 2 計画策定までの経過	31
資料 3 まちづくり計画策定委員名簿	33

1. 地域の現状

①地域の概要

白井第二小学校区は市の北部に位置し起伏に富んだ地形を有し、緑豊かな里山がみられます。区域北側を流れる「金山落」と呼ばれる川は下手賀沼へつながっており、この川の両側には桜並木が続き「今井の桜」として親しまれています。

また、平塚地区から今井地区、富塚地区を結ぶ道路は、江戸時代に鮮魚を江戸に運ぶため「鮮魚道（なまみち）」と呼ばれ、街道筋には国指定の重要文化財の「滝田家住宅」や県指定文化財の「延命寺の観音堂」、また富塚地区には同じく県指定文化財の「小金牧の牧土資料」、名内地区には市指定文化財の「東光院の木像地藏菩薩立像」等の文化財が多く点在するほか、「旧平塚分校」や城址跡など他の地域ではあまり見ることができない、歴史的建造物も多くみられる地域でもあります。

地域の産業は、市特産の梨や米、野菜などの農産業が盛んに行われているほか、地区中心部には白井工業団地が立地しており、ともに白井の産業を支えています。

一方、小学校区の人口を見ますと第二小学校区は最も面積が多い反面、人口が一番少なく、ピーク時の平成22年には3,500人を超えていた人口も現在は、約2,947人と減少しており、少子化・高齢化の進展が顕著で、高齢化率は市全体では28.1%のところ、第二小学校区は35.4%と9小学校区のうち2番目に高い数値を示しています。

②基礎データ（令和5年4月1日現在）

【人口・世帯】

男 1,536 人	女 1,411 人	合 計	2,947 人	(市全体 62,646 人)
65 歳以上	1,043 人	高齢化率	35.4%	(市全体 28.1%)
15～64 歳	1,680 人	生産年齢人口比率	57.0%	(市全体 59.2%)
15 歳未満	224 人	年少人口比率	7.6%	(市全体 12.7%)
世 帯 数	1,290 世帯			(市 全 体 世 帯) 26,770

【自治会】

自治連合会加入自治会数 9 自治会（市全体 85 自治会）

【学校】

白井第二小学校 児童数 男子 54 人 女子 37 人 合計 91 人
学級数8学級（特別支援学級 2 学級含む） 教職員数 25 人

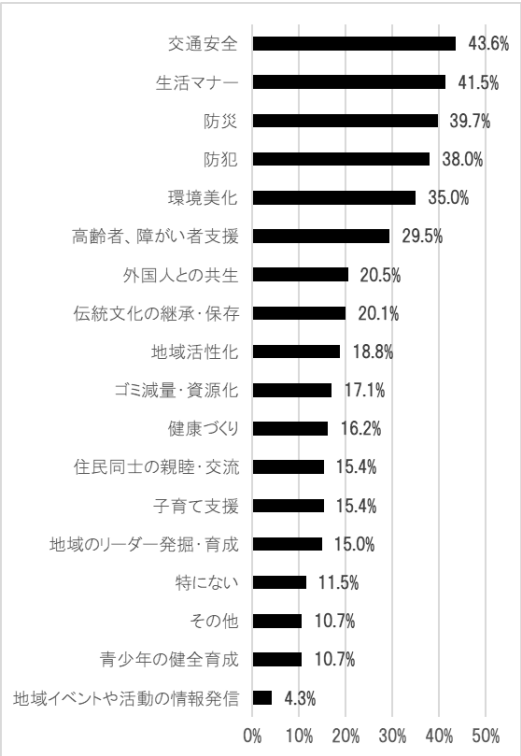
2.地域の課題

①令和3年実施アンケートから

名 称	白井第二小学校区まちづくりアンケート
目 的	白井第二小学校区の住民の暮らし、地域活動、地域課題、これからのまちづくりへの意見・意向などを把握し、これからの小学校区単位のまちづくりの検討に活用する。
対 象	白井第二小学校区在住の18歳以上の男女822人
抽出方法	令和2年12月31日現在の住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和3年1月23日(土)～2月10日(水)の19日間
方 法	郵送配布・郵送回収
回 収 率	28.5%（有効回収数234件）

抜粋 ⑥第二小学校区の地域課題

第二小学校区にお住まいになり、
あなたが感じている地域課題は
どんなことですか。（複数回答）



②令和５年８月２３日第１回策定委員会ワークショップの課題意見

策定委員３６人参加３グループで討議

- ・工業団地周辺の車の多さ、スピードの出しすぎで積み荷の落下多い
- ・中地区歩道に草が多い
- ・不法投棄が多い
- ・子供の遊び場がない
- ・自治会の役員を受ける人がいない
- ・自治会への理解がない
- ・地域の伝統行事ができなくなってきている。(少子化で子供会が縮小)
- ・少子化で児童が少ないが、学校の児童数を魅力ある学校づくりで増やしたい
- ・誰がやるか→次回の議題のひとつとする
- ・個人情報の壁があると、何もできない
- ・工業団地周辺の道路等のインフラ整備。まずは地域で話し合う機会を設け、専門家も交えて方策を検討し、行政に提案したい
- ・工業団地内でトラックが盗まれた。まずは犯罪発生の現状把握が必要
- ・防犯状況の悪化、昨年、集会所等でもエアコンの室外機が盗まれた

③令和５年８月実施まちづくり計画アンケートから課題意見を抽出

策定委員２３人アンケート提出

- ・消防団への入団者が少なくなり、定員割れを起こしている
- ・子どもたち若い世代が集うところがない
- ・１６号富塚交差点への朝・夕方の渋滞。夕方は工業団地から１６号へ。朝は風間街道と白井流山線
- ・道路等、工業団地周辺のインフラ整備と問題把握
- ・朝と夕方の信号機の時間差。１６号はそのままでも、白井流山線から１６号へ大型車左折禁止、大型二台で信号が変わっても、１６号の信号が変わるまで２分間白井方向に行けず、夕方は柏方面右折できるよう工業団地方面を何秒か遅くなる
- ・ニュータウン地区にはない雑木林等の道巾の上空を覆う木の枝等の整備。道を明るくする、太陽の光が入ると防犯にも良いので地権者にも協力してもらい、明るい道づくりが必要
- ・また学区内地域でも多く見受けられる粗大廃棄物不法投棄の防止に向け、行政との連携を取り青パト等の無理のない貸出し体制を構築していただきたい
- ・不法投棄が多い
- ・不法投棄同じ人物によるペットのゴミ（平塚から今井、小名内にかけて）
- ・小名内地区北側の市道（旧農免道路）は大型家具や電気製品その他不法投棄も多い
- ・土地所有者が管理できなくなり、耕作放棄地が増えている
- ・耕作放棄地の増、山マテのしていない雑木林が多い
- ・荒廃地の増加

- ・道路をふさぐ雑草（車がすれ違うことができる所が片方が通りすぎるまで待たねばならない）
- ・通学道路の雑草、子供の遊び場がない
- ・子供の遊び場がない（公園）
- ・まだまだまちづくりが十分に理解されていない
- ・特に第二小学校区は少子化、高齢化、人口減少が進む地域なので、これらに対する特効薬はすぐに浮かびませんが、地域で共通した問題意識をもってそれぞれ知恵を出し合って持続可能な地域づくりが大事だと思われる
- ・高齢化等により自治会を抜ける方が増加している
- ・新しく入居された方が、自治会に加入しない
- ・役員の多年制
- ・高齢者が増え自治活動に興味のない方が増えつつある
- ・《折立地区》①道路拡張及び整備～狭い道路で、通勤車両の往来が危険をもたらす状況
②既存水路の整備～集中豪雨による田畑への溢水を市は対策をこまねいている。また、水路が整備されていないため、道路整備を実施しない（放流先が確保できていないため）③農業従事者の後継者不足
- ・平塚分校の校舎がだいぶ老朽化している。地域に残る貴重な文化遺産として改修し映画のロケ等でも使ってもらえるようにするなどより活用を考えたらよい

3.まちづくりの将来像と基本方針

《将来像》

『伝統と新しさが調和するみどりの里』

白井第二小学校区の特徴を踏まえ、連綿と続く地域のコミュニティ、豊かな自然環境を生かした農業、地域に残る様々な行事や歴史的事象を守り、工業団地の技術革新や住んでいる人にも新しいものに向かう希望を表し、みどりは第二小学校の校歌の歌い出しにもあり、自然の豊かさを表現しています。最後の「里」は、まちよりゆったりとしたイメージが第二小学校区にはあると「里」にしました。

《基本方針》（基本方針とは分野ごとの目標、方針を定めるものです）

○安心安全なまちづくり

交通安全、防災、防犯の事業を行うことにより、安心安全に暮らせる地域を目指す。

○美しい景観と伝統文化を大切にするまちづくり

ごみの減量・資源化、景観の保全・環境美化、伝統文化の継承を行うことにより魅力ある地域を目指す。

○みんなが交流し、助け合うまちづくり

住民同士の交流、外国人との共生、支え助け合うことにより温かさが感じられる地域を目指す。

○地域を元気にするまちづくり

地域の活性化に向けた活動と開かれた組織運営により元気な地域を目指す。

4.令和6年度から8年度の事業計画

凡例：○は実施年度

基本方針	テーマ	取組み事業名	取り組み内容	実施主体	実施年度と予算		
					R6 年度	R7 年度	R8 年度
安心安全なまちづくり	交通安全	交通マナーの啓発	自転車の交通ルールの啓発	【安心・安全部会】	○3 万	○3 万	○3 万
			高齢者の交通安全等の啓発				
	防 災	防災・防火訓練の実施	防災訓練及び・防火訓練を隔年で実施		○7 万	○7 万	○7 万
			防災及び防火の啓発				
	防 犯	防犯パトロールの実施	青パトによる防犯パトロールの実施		○	○4 万	○
			防犯の啓発		○	○	○
	小 計				10 万	14 万	10 万

基本方針	テーマ	取り組み事業名	取り組み内容	実施主体	実施年度と予算		
					R6 年度	R7 年度	R8 年度
美しい景観と伝統文化を大切に するまちづくり	地域の美化	ごみゼロ運動の充実	ごみゼロ運動(市主催)及びまちぴか大作戦を年各 1 回実施	【環境・文化部会】	〇1 万	〇1万	〇1 万
		不法投棄防止の啓発	「許さない不法投棄」と「ポイ捨て禁止」ののぼり旗等で啓発		〇	〇4 万	〇
	景観の保全	今井の桜の保全	下手賀沼・金山落の草刈り		〇5 万	〇5 万	〇5 万
		下手賀沼・金山落の外来植物の駆除	ナガエツルノゲイトウの駆除作業		〇1万	〇1 万	〇1 万
		花の街道づくり	カンナ街道再生への支援		〇1万	〇1万	〇1 万
	伝統文化の保全	歴史遺産の保全と周辺散策	宝物マップに掲載の史跡の看板設置とその周辺の散策とゴミ拾い(年 1 ヶ所)		〇2万	〇2万	〇2万
	小 計				10 万	14 万	10 万

基本方針	テーマ	取り組み事業名	取り組み内容	実施主体	実施年度と予算		
					R6 年度	R7 年度	R8 年度
みんなが交流し、助け合うまちづくり	住民同士の交流	みどりの里納涼盆踊大会の実施	第二小学校校庭で盆踊り大会を実施する	【交流・福祉部会】	○80 万	○80 万	○80 万
		食で交流	我が家の自慢料理で交流		○	○	○
		第二小学校校庭の環境整備	児童と保護者と交流をもちながら草取り等を年 2 回行う		○	○	○
		ばらっぱまつりへの支援	主催 地区社協		○	○	○
		ほっこり市への支援	主催 公民センター		○	○	○
		里山まつりへの支援	主催 しろい環境塾		○	○	○
	外国人との共生	国際交流まつりへの支援	主催 白井国際交流協会		○	○	○
	福祉	困りごと支援	困りごとを解決のためにする側、される側のネットワークの構築		○2万	○2万	○2万
		みどりの里敬老会の開催	高齢者を招いて敬老会を実施する		○13 万	○13 万	○13 万
	小 計					95 万	95 万

基本方針	テーマ	取り組み事業名	取り組み内容	実施主体	実施年度と予算		
					R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域を元気にするまちづくり	魅力の発信	みどりの里産品市の実施(都市間交流)	年 1～3 回実施	【総務・広報部会】	〇1 万	〇2 万	〇2 万
	情報の伝達	会報誌「カワセミ」の発行	年 4 回発行		〇9 万	〇9 万	〇9 万
		第二小区カレンダーの作成	3 月作成		〇3 万	〇3 万	〇3 万
		ホームページの充実	ブログなどの発信の強化		〇8 万	〇8 万	〇8 万
	総 務	組織運営	・総会、役員会の開催 ・各部会との連絡調整 ・活動資金の確保		〇25 万	〇28 万	〇28 万
	小 計				46 万	50 万	50 万
予 算 合 計					161 万	173 万	165 万

収 入

市補助金	87 万	86 万	85 万
協賛金	60 万	60 万	60 万
委託金	13 万	13 万	13 万
寄付金等	1 万	14 万	7 万
合 計	161 万	173 万	165 万

5.白井第二小学校区みどりの里づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「白井第二小学校区みどりの里づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民、各種団体、事業者及び行政がお互いを尊重し合い、相互の交流と活動を通じて、「伝統と新しさが調和するみどりの里」の形成に寄与することを目的とする。

(活動区域)

第3条 協議会の活動区域は、白井第二小学校区内(以下「第二小区」という。)とする。

(構成員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第二小区に居住する住民
- (2) 第二小区で活動する自治会、各種団体及び個人
- (3) 第二小区に所在する事業所及び勤務者
- (4) 白井第二小学校の関係者
- (5) その他、第16条に規定する役員会(以下「役員会」という。)が必要と認める者

(代議員)

第5条 協議会に代議員を置き、代議員は、前条に規定する自治会、各種団体、事業所、白井第二小学校の関係者(以下「関係団体」という。)の代表者及び協議会の運営に参画することを希望する者並びにその他関係団体が推薦する者とする。

2 代議員は、各地域や関係団体における現状や課題の把握、第二小区の活性化に向けた意見、要望及び事業提案などを行うとともに、協議会の運営及び事業の執行に協力するものとする。

3 代議員の任期は3年とし、その数は、別表に定めるとおりとする。

(事務所)

第6条 協議会の事務所は、白井市公民センター内に置く。

(事業)

第7条 協議会は、第2条に規定する目的(以下「目的」という。)を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安心・安全に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。

- (3) 地域資源の活用に関する事。
- (4) 歴史・文化の継承及び創造に関する事。
- (5) 親睦・交流に関する事。
- (6) 健康・福祉に関する事。
- (7) 子どもの健全な育成に関する事。
- (8) 情報の収集・発信に関する事。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事。

2 協議会は、第二小区まちづくり計画を策定し、これを基本に事業を実施するものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 4名
- (4) 理事 12名以内
- (5) 会計 2名

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従いその職務を代行する。
- (3) 部会長は、第17条に規定する専門部会との調整を図りながら、協議会の運営及び事業の執行にあたる。
- (4) 理事は、協議会の運営及び事業の執行にあたる。
- (5) 会計は、経理事務を行う。

(監査)

第10条 協議会に監査2名を置き、協議会の事業及び経理の状況を監査し、その監査の結果を第15条に規定する総会(以下「総会」という。)において報告する。

2 監査は、第14条に規定する各会議に出席し、意見を述べることができる。

3 監査は、第8条に規定する役員を兼務することができない。

(役員等の選任)

第11条 役員及び監査(以下「役員等」という。)は、第16条に規定する役員会(以下「役員会」という。)において選出し、総会において選任する。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任によって退任した役員等は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、役員会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて役員会に出席し、協議会の運営及び執行に関し意見を述べることができる。

(会議)

第14条 協議会の運営にあたり次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

2 会議は、原則として公開する。ただし、会長が個人情報の保持、又は協議会の運営上必要があるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する各会議の招集は、開催日1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって各構成員に通知しなければならない。

(総会)

第15条 総会は、第5条に規定する代議員（以下「代議員」という。）をもって構成し、協議会の最高議決機関で、毎年1回会長が招集し、開催する。

2 会長が必要と認めたとき、又は代議員の過半数の請求があったときは、会長は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、代議員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員に代理人として表決を委任することができる。

5 役員又は代議員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

6 総会の議長は、出席した代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が選出する。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議、承認及び議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 会則の制定または改廃に関すること。
- (4) 役員等の選任に関すること。
- (5) まちづくり計画の策定又は修正に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し必要と認められること。

8 前項の規定にかかわらず、総会において次の事項を承認又は議決したときは、当該事業年度内においてその権限を役員会又は専門部会に委任することができる。

- (1) 前項第2号のうち事業及び予算の執行に際し、軽微な事業計画の変更及び収支予算の補正等の権限を次により委任すること。

委任する権限	委任の範囲	委任機関
1 事業及び予算の執行に際し、急激な社会経済情勢の変動があったとき、又は災害や大規模な事故等が発生したときに緊急的に新たな事業の実施、或いは第17条に規定する各専門部会が所掌する既存事業について所掌の専門部会を超えて変更が必要となった場合の事業計画を変更及び収支予算を補正する権限	新たな事業の予算額又は既存事業の変更に伴う補正の額が5万円以下の場合	専門部会
	新たな事業の予算額又は既存事業の変更に伴う補正の額が5万1円以上10万円以下の場合	役員会
2 事業及び予算の執行に際し、急激な社会経済情勢の変動があったとき、又は災害や大規模な事故等が発生したときに既存の事業計画に沿った緊急的な措置の実施、或いは第17条に規定する各専門部会が所掌する既存事業について所掌の専門部会内において変更が必要となった場合の事業計画を変更及び収支予算の各項目間の流用を決定する権限	緊急的な措置の予算額又は既存事業の変更に伴う流用の額が3万円以下の場合	専門部会
	緊急的な措置の予算額又は既存事業の変更に伴う流用の額が3万1円以上5万円以下の場合	役員会

- (2) 前項第4号のうち役員等が事業年度の途中において辞任したときは、その後任者を役員会において選出し、直近の総会において選任するまでの間、役員会等に出席し意見を述べさせる権限を役員会に委任すること。

9 総会の議事録は、書面をもって作成し、議事録には、議長及び議事録署名人が署名する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員等をもって構成し、定時役員会と臨時役員会とする。

- 2 定時役員会は、事業年度毎に4月、11月及び3月に開催するものとし、臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員等の過半数の請求があったときは開催するものとし、会議の議長は会長が務める。
 - 3 役員会は、役員等の過半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員等は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の役員に代理人として表決を委任することができる。
 - 5 役員等が、役員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる役員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の議決があったものとみなす。
 - 6 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び議決する。
 - (1) 総会に提案する事案に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認めること。
 - 7 役員会の議事録は、書面をもって作成し、審議の経過及び結果の概要を記録する。
(専門部会)
- 第17条 協議会に次の各号に掲げる専門部会を置き、所管事項の企画及び執行にあたる。
- (1) 安心・安全部会
交通安全、防災及び防犯に関すること。
 - (2) 環境・文化部会
ごみの減量化・資源化、景観・環境美化及び伝統文化の保存活用に関すること。
 - (3) 交流・福祉部会
交流の場づくり、外国人との共生、高齢者福祉及び子どもの健全育成に関すること。
 - (4) 総務・広報部会
 - イ 地域の活性化、地域の魅力の発掘・発信に関すること。
 - ロ 協議会の事業及び収支予算の執行管理、並びに総会及び役員会等の運営その他の運営事務に関すること。
- 2 専門部会員は、第4条に規定する構成員の中から役員会において選任する。な

お、構成員は、希望に応じ、複数の専門部会に所属することができる。

3 各専門部会は、25名以内で構成し、それぞれに部会長及び副部会長を各1名置き、専門部会員において互選する。

4 部会長は、第8条に規定する他の役員を兼務することができない。

5 部会長は、部会を代表し、部会活動全般を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

8 専門部会員の過半数の請求があったときは、部会長は、速やかに会議を開催しなければならない。

9 部会長は、必要の都度役員会に事業内容及び執行状況を報告する。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報の公開)

第20条 協議会の会議録及び会計帳簿は、原則として公開する。

(個人情報の保護)

第21条 構成員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(解散)

第22条 協議会の解散は、代議員の4分の3以上の議決を必要とする。

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議のうえ別に定める。

附則

1 この会則は、令和4年1月15日から施行する。

2 本会設立以前に白井第二小学校区まちづくり協議会設立準備会において決定した事項は、本会が決定したものとみなす。

3 協議会の設立当初の代議員及び役員の任期は、第5条第2項並びに第12条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年度の総会までとする。

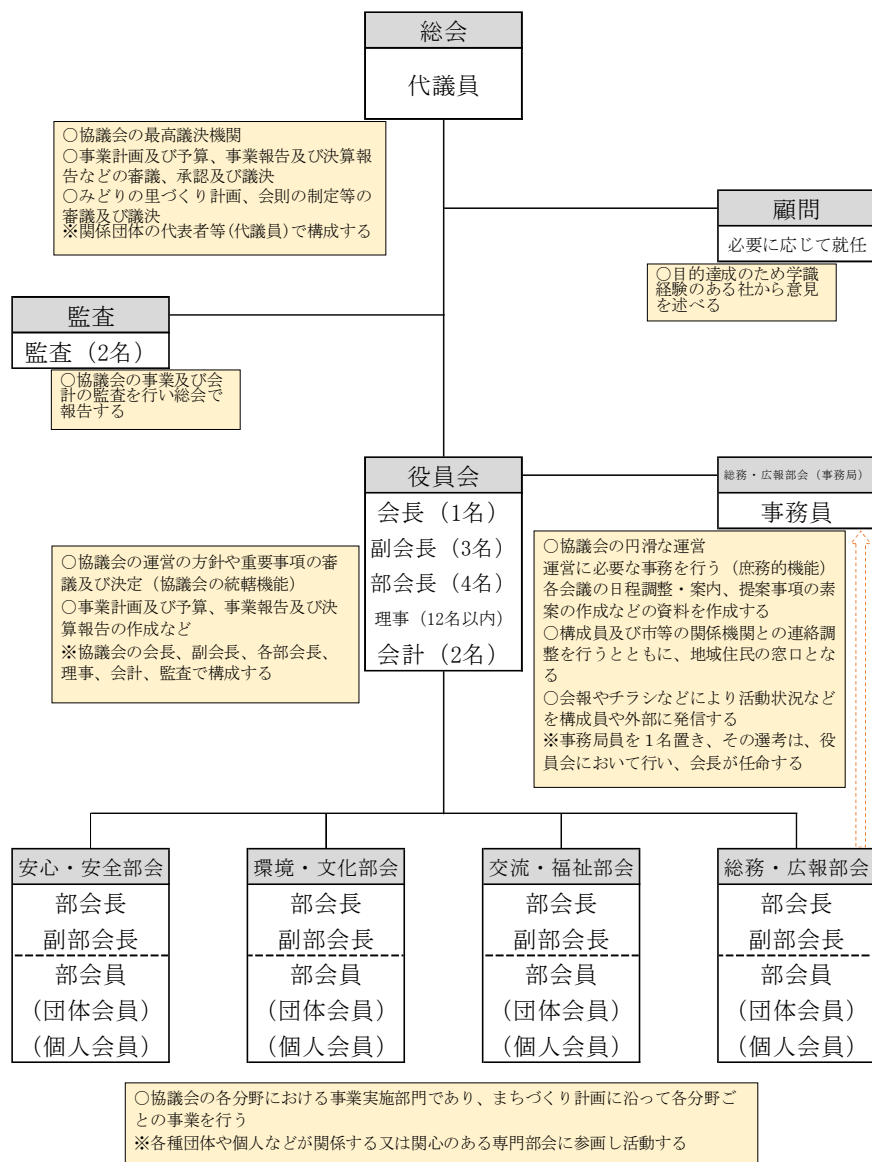
4 協議会の設立初年度の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、設立した日から令和4年3月31日までとする。

5 この会則は、令和4年12月16日から施行する。

別表（第5条関係）

職 名	所属・区分	人 数
代議員	関係団体の代表者	各団体2名以上、5名以内
	参画を希望する者	15名以内
	関係団体が推薦する者	各団体2名以内

6. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会組織図



7. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会設立までのあゆみ

年 度	実 施 内 容 (時期)															
平成28年度	○第二小学校区の意見交換会の開催 (3/25) ：第二小学校区内の組織団体の活動紹介、地域の認識把握、グループに分かれての意見交換・発表を行った															
平成29年度	○アンケート調査及び懇談会の開催 (4つのエリアに分けて実施) <table><tr><th>地 区</th><th>アンケート</th><th>懇談会</th></tr><tr><td>平塚</td><td>実施せず</td><td>6/10、2/17</td></tr><tr><td>富塚、折立</td><td>1/25</td><td>実施せず</td></tr><tr><td>今井、名内、小名内</td><td>8/10</td><td>2/24</td></tr><tr><td>工業団地、中、中峠団地</td><td>7/13</td><td>9/30</td></tr></table> 各地区から出された主な意見は「カンナ街道の再生」「防犯パトロール」「魅力ある第二小学校区へ」「交流の場がほしい」等々 ○カンナ街道の再生 (5/20、5/27) ：街道沿線のカンナ周辺の草取り及びカンナの足し植えを行った ○青色防犯パトロールの実施 ：毎月2回 (第二、第四木曜日の夕方1時間程度) 地区内のパトロールを実施 (2月から開始し全4回)	地 区	アンケート	懇談会	平塚	実施せず	6/10、2/17	富塚、折立	1/25	実施せず	今井、名内、小名内	8/10	2/24	工業団地、中、中峠団地	7/13	9/30
地 区	アンケート	懇談会														
平塚	実施せず	6/10、2/17														
富塚、折立	1/25	実施せず														
今井、名内、小名内	8/10	2/24														
工業団地、中、中峠団地	7/13	9/30														
平成30年度	○青色防犯パトロールの実施 ：毎月2回 (第二、第四木曜日の夕方1時間程度) 地区内のパトロールを実施 (全24回) ○カンナ街道の再生 (5/20、6/17 全2回) ：街道沿線のカンナ周辺の草取り及びカンナの足し植えを行った ○第二小学校花壇の再生 (6/16) ：花壇の草取り及び土の入替え並びに花植えを行った ○交流イベント「ほっこり市」の開催 (12/8) ：落語や懐かしの写真上映会、模擬店などで交流 ○交流イベント「まんぷく広場」の開催 (11/10～3/23) 全9回 ：1日限りの市民がシェフの食堂を開催 (1回25食限定)															
平成31年度 (令和元年度)	○青色防犯パトロールの実施 ：毎月2回 (第二、第四木曜日の夕方1時間程度) 地区内のパトロールを実施 (全24回) ○カンナ街道の再生 (4/29、6/27) ：街道沿線の草取り及びカンナの植え付けを行った ○第二小学校花壇の管理 (6/8、11/2) ：花壇の草取り等の管理を行った ○スポーツを通じた交流事業「卓球をしよう」の開催 (全22回) ：運動不足の解消とスポーツを通じた交流															

コメントの追加 [山本1]:

平成31年度 (令和元年度)	○懇談会「ワイワイ広場」の開催 1回目(7/13)「住みよい魅力あるまちづくり」をテーマに話し合いを行った ⇒ 「宝物マップ」の制作へ発展 2回目(10/26)「もっと知ろう第二小区」をテーマに関係団体各々の活動報告と地域の課題解決について話し合った ○ワイワイ広場地図分科会の開催 (8/13、9/27、11/9、1/18、全4回) ：第二小学校区の宝物マップ作成のための会議 ○交流事業「ほっこり市」の開催(12/14) ：落語、人形劇、第二小学校区オリジナルかるた、模擬店等で交流 ○交流事業「まんぷく広場」の開催(10/26～2/22)全7回 ：1日限りの市民がシェフの食堂を開催(1回25食限定)
令和2年度	○「宝物マップ」(発行)(4/1) ：第二小区を4つのエリアに分け神社仏閣と歴史的風致等をA3版フルカラーで紹介 ○青色防犯パトロールの実施(全18回) ※コロナにより4,5,6月は中止。 ：毎月2回(第二、第四木曜日の夕方1時間程度)地区内のパトロールを実施(全24回) ○カンナ街道の再生(6/3、7/18の全2回) ：街道沿線のカンナ周辺の草取りを行うとともにカンナ街道起点付近にカンナ花壇の制作を行い、その後草取りを実施 ○第二小学校花壇の管理(11/21) ：花壇の草取り及び土の入替え並びに花植えを行った ○スポーツを通じた交流事業「バドミントンをしよう」の開催(全10回) ：運動不足の解消とスポーツを通じた交流 ○「第二小学校区まちづくり学習会」の開催(9/26) ：小学校区単位のまちづくりに関する基礎知識の習得や他市の事例等を学んだ ⇒ 小学校区まちづくり協議会設立準備会の発足につながった ○交流事業「ほっこり市」(コロナ感染拡大防止のため中止) ○交流事業「まんぷく広場」(コロナ感染拡大防止のため中止) ※各事業ともコロナの感染状況により判断した。 ○準備会委員の募集 ：公民センターだより10/1号及び広報しろい11/1号に記事掲載・説明会を開催(11/14) ○委員の選出・依頼(11/14) ：区域内各自治会・団体から選出。22団体26名に依頼 ○設立準備会の開催

令和2年度	第1回設立準備会（12/19） ：役員の人選、規約の制定、アンケート調査について承認 第2回設立準備会（3/27） ：各自治会・団体の活動報告の発表、アンケート調査の概要報告発表 ○アンケート調査の実施（1/23～2/10） ：第二小学校区内在住18歳以上の822人を対象に地域課題や今後の取り組み等全24項目について調査。234件回収、回収率28.5%。 ○設立準備会役員会議の開催 第1回役員会議（1/16） ：今後の進め方、まちづくり協議会についての共通認識を確認した 第2回役員会議（2/6） ：組織（構成や人数等）について協議した 第3回役員会議（2/20） ：第二小学校区内の状況確認及び委員各々の思いについて確認した 第4回役員会議（3/13） ：第2回準備会の議題等検討及びアンケート結果について確認した
令和3年度	○青色防犯パトロールの実施（4月～3月） ：毎月2回（第二、第四木曜日の夕方1時間程度）地区内のパトロールを年間24回実施予定） ○第二小学校花壇の管理（6/12）実施 ：花壇の植栽・草取り等を行った ○カンナ街道の再生（6/27、8/21） ：街道沿線のカンナ周辺の草取り及びカンナの足し植え等を行った ○交流事業「ほっこり市」（コロナ感染拡大防止のため中止） ○交流事業「まんぷく広場」（コロナ感染拡大防止のため中止） ※各事業ともコロナの感染状況により判断した。 ○設立準備会の開催 第3回設立準備会（5/1） ：校区内の地域課題について及び将来像について協議した 第4回設立準備会の開催（5/29） ：まちづくり協議会に関する確認、市からの財政支援、目指す姿「白井第二小学校区の将来像」について協議した 第5回設立準備会の開催（6/26） ：「交通安全・防災・防犯」「生活マナーやごみ等環境関連」「伝統文化や福祉、地域交流など」主な3分野に分けて取り組み事業について討議した 第6回設立準備会の開催（7/30） ：「交通安全・防災・防犯」「生活マナーやごみ等環境関連」「伝統文化や福祉、地域交流など」主な3分野における実現度について討議した

令和3年度	第7回設立準備会の開催 (8/28コロナにより延期→8/27→9/3→10/2) ：基本方針、推進体制について確認及び承認並びに追加会員募集のチラシ案の承認、配布の承認を得た 第8回設立準備会の開催 (10/23) ：基本方針、推進体制及び案内啓発チラシの内容・配布について確認及び承認を得た。会則案を協議し一部修正を行った 第9回設立準備会の開催 (11/13) ：会則、推進体制及びまちづくり計画について確認及び承認を得た 代議員学習会の開催 (12/11) ：代議員の学習会（まちづくり協議会の目的、事業計画、会則等について） 第10回設立準備会の開催 (12/25) ：専門部会の開催、事業計画について協議、総会に向けて最終確認を行った ○設立準備会役員会議の開催 第1回役員会議 (4/17) ：第3回準備会の会議の方法、進め方について検討した (グループワークで地域の課題の洗い出し、キャッチコピーの創出等) 第2回役員会議 (5/15) ：第4回準備会の会議の方法、進め方について検討 (補助金の説明、まちづくり計画、将来像、課題解決と魅力創出等) 第3回役員会議 (6/12) ：第5回準備会の会議の方法、進め方について検討 (グループ分けをして課題抽出と解決方法、魅力創出等グループ発表) 第4回役員会議 (7/17) ：第6回準備会の会議の方法及び進め方について、設立スケジュールについて検討 第5回役員会議 (8/17) ：次回準備会の会議の方法及び進め方について検討 第6回役員会議 (9/11) ：協議会会則について、協議会の組織と推進体制について検討 第7回役員会議 (9/25) ：組織、推進体制、会則案、追加会員募集チラシの検討 第8回役員会議 (10/9) ：推進体制、会則案、追加会員募集チラシの検討
-------	--



令和3年度	第9回役員会議（10/30） ：会則の内容精査、希望部会の意向調査及び取組事業の内容確認を行った
	第10回役員会議（11/20） ：代議員の推薦、各部会の会議開催について、今後の進め方、役員人事の協議
	第11回役員会議（12/18） ：各専門部会名簿及び役員案等の協議、まちづくり計画の協議、設立総会に向けての会則等の精査等
	第12回役員会議（1/8） ：設立総会に向けた最終確認

8. 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会設立後のあゆみ

年 度	実 施 内 容（時期）
令和3年度 （令和4年1月15日から 令和4年3月31日まで）	○設立総会 出席者43人（1/15） ○総務・広報部会会議 ：会報誌・カレンダーの検討（1/18） ：会報誌・カレンダーの検討（2/1） ：会報誌・カレンダーの検討（2/15） ：会報誌・カレンダーの検討（3/1） ：総会に向けての調整（3/29） ○安心・安全部会会議 ：青パトによる防犯パトロールの実施方法の検討（1/20） ：交通安全、防犯活動の調整等（3/4） ○交流・福祉部会会議 ：夏祭りの検討（1/21） ：夏祭りの開催方法の検討（3/22） ○環境・文化部会会議 ：活動に係る調査の検討（2/26） ○安心・安全部会 実施事業 青パトによる防犯パトロール 青パトでの夜間パトロールの実施 3月からは昼間パトロールも実施 ○環境・文化部会 実施事業 ごみゼロ運動の充実
	 

令和3年度 (令和4年1月15日から 令和4年3月31日まで)	 「まちピカ大作戦 in 平塚」実施 20人 (3/12) 地域の不法投棄等の調査の実施 神社等の維持管理(保存) 地域でのお囃子等の実態調査を実施 ○交流・福祉部会 実施事業 夏まつり(納涼盆踊り大会)の実施 : 令和4年夏祭りの開催概要等の検討 ○総務・広報部会 実施事業 第二小カレンダーの作成 3月印刷、全戸・各事務所・関係機関等に配布 会報紙「カワセミ」の発行 3月発行、全戸・各事務所・関係機関等に配布 組織運営・情報発信 : ホームページの立ち上げ
令和4年度	○役員会議(4/22) : 令和4年度定期総会議題の検討 ○定期総会(5/14) : 令和3年度事業報告、決算、4年度事業計画、予算、役員、代議員の決定(参加議決数43) ○役員会議(7/16) : 夏まつり中止の確定(コロナによる) ○役員会議(11/25) : 臨時総会の議題の検討と令和4年度事業中間報告 ○臨時総会(12/16) : 会則の改定、まちづくり計画の変更の決定(参加議決数49) ○役員会議(3/24) : 令和5年度定期総会の議題の検討 ○安心・安全部会会議 : 青パト防犯パトロールの日程の確認、防災訓練の日程の確認(6/17) : 防災訓練の実施内容の検討、チラシの検討(9/29) : 防災訓練の役割分担の検討(11/18) : 防災訓練の反省、次年度事業計画の検討(1/27) : 次年度事業の確定(3/3) ○環境・文化部会会議 : 事業の進め方の協議(4/14) : 事業日程の確認(6/9) : 下手賀沼外来植物の駆除作業の確認(10/6) : まちピカ大作戦によるごみ拾い事業の確認(1/20)

令和4年度	：まちピカ大作戦によるごみ拾いの反省、次年度事業の確認（3/10） ○交流・福祉部会会議 ：事業の進め方の協議（4/26） ：夏まつりについて協議（5/26） ：夏まつりについて協議、中止の判断基準の検討、チラシ検討（6/20） ：夏まつりの中止の検討（7/5） ：敬老会の開催について協議（7/19） ：次年度事業の確定等（11/17） ：次年度の夏まつりの実施方策の検討（1/16） ：次年度の夏まつりの実施方策の検討（2/13） ：敬老会の開催日の決定等（2/27） ：次年度の事業の確認（3/17） ○総務・広報部会会議 ：定期総会議題の検討、会報誌の検討（4/12） ：定期総会資料の確認、会報誌の検討（4/19） ：定期総会の開催概要の確認、会報誌の検討（5/10） ：会報誌の検討（5/24） ：役員会議の検討、会報誌の検討（6/28） ：会報誌の検討（7/26） ：会報誌の検討（8/9） ：会報誌の検討（10/11） ：臨時総会、役員会議の検討、会報誌の検討（10/25） ：会報誌・カレンダーの検討（1/24） ：次年度事業計画の検討、会報誌・カレンダーの検討（2/8） ：役員会提出資料の確認（3/8） ○安心・安全部会 実施事業 防災訓練の実施 白井第二小学校体育館で実施。避難所の設営を想定したパーテーション及び、簡易ベッドの組み立て、AED取り扱い講習、保健師による避難所での健康維持のための講話、煙体験、ペットボトルの蓋の瓦礫歩行体験、防災倉庫の点検、防災関連のチラシの配布（参加人数122人）（12/4） 青パトによる防犯パトロール 青色防犯パトロール車で、昼間、夜間パトロールの実施
-------	--



令和 4 年度	(昼間 2 1 回、夜間 2 1 回) 「青色防犯パトロール実施中」ののぼり旗の作成と設置 (作成枚数 8 0 枚) 白井第二小学校校庭環境整備 白井第二小学校校庭のフェンスの雑木の撤去 (参加人数 1 0 人) (10/2) ○環境・文化部会 実施事業 ごみゼロ運動の充実 「許さない不法投棄」「ポイ捨て禁止」ののぼり旗の作成と設置 (作成枚数各 8 0 枚) 「まちピカ大作戦によるごみゼロ運動」の実施、不燃物 4 5 0 kg の回収 (2/26) 地域の不法投棄等の調査の実施 花の街道づくり カンナ街道の管理への支援 (6/19、7/16、11/16) 下手賀沼の土手の草刈 (参加人数 5 人) (7/9) 下手賀沼の外来植物の駆除の支援 (11/3) 金山落のごみ拾いへの支援 (11/27) 伝統文化の保存 宝物マップ掲載箇所の看板の設置 (中地区水切り場) と周辺の歴史散策と環境整備 (参加人数 2 0 人) (6/25) ○交流・福祉部会 実施事業 夏まつりの検討 夏まつりの開催概要等の検討と中止の決定 各種他団体の事業の支援 ばらっぱまつりへの支援 (7/9) しろい環境塾里山まつりへの支援 (10/9) ほっこり市への支援 (12/10) まんぷく広場への支援 (2/4、2/18) ○総務・広報部会 実施事業 第二小学校区の写真の募集 6 月、9 月発行の会報紙「カワセミ」にて募集 (応募数 2 人) 第二小学校区カレンダーの作成 二小区全戸、各事業所及び関係機関等に 3 月に配布 会報紙の発行 6, 9, 12, 3 月定期発行、2 月臨時発行 二小区全戸・各事業所及び関係機関等に配布 情報発信 通年ホームページの管理 組織運営 内容: 総会、役員会議等の調整及び開催
令和 5 年度	○定期総会 (5/12) : 令和 4 年度事業報告、令和 4 年度収支決算報告 (監査報告を含む)、令

令和 5 年度 (令和 5 年 4 月から 1 2 月 まで)	和 5 年度事業計画（案）、令和 5 年度収支予算（案）、役員の一部選任（案）、令和 5 年度代議員の名簿についての報告 ○役員会（4/21） ：令和 4 年度事業報告、令和 4 年度収支決算報告、令和 5 年度役員の選任、令和 5 年度代議員名簿について ○第 1 回臨時役員会（7/12） ：まちづくり計画策定委員会設置規定（案）、策定委員の選任（案）、次期まちづくり計画策定のスケジュール（案） ○第 1 回策定委員会（8/23） ：副委員長の選任、次期まちづくり計画の策定スケジュール、地域課題とその解決方法について 3 グループに分かれ討議、まちづくり計画に係るアンケート調査について ○みどりの里づくり協議会まちづくりトークショー（10/25） ：講話（ものまね芸人ホリさん） ○第 2 回策定委員会（12/13） ：まちづくり計画案について ○第 2 回役員会（11/29） ：各部会の活動報告、次年度納涼盆踊り大会の会場について ○安心・安全部会会議 ：「白井市防犯カメラ設置事業補助金制度」について、第二小区の犯罪発生状況、令和 5 年度の防災訓練について（6/9） ：防災訓練の内容の検討、夏まつりの警備等について（7/14） ：防災訓練のタイムスケジュールについて 17 人（9/15） ：防災訓練参加申し込み状況報告と役割分担について（10/20） ○環境・文化部会会議 ：令和 5 年度の事業について、まちピカ大作戦の日程の決定について（5/26） ：「金山落外来水草バスターズ」について（7/21） ：「まちピカによるごみゼロ運動」について、「金山落の桜並木クリーンアップ」について、「宝物マップ掲載の箇所への看板設置事業」について（10/13） ○交流・福祉部会会議 ：令和 5 年度事業について（4/24） ：みどりの里納涼盆踊り大会について、敬老会について（5/23） ：みどりの里納涼盆踊り大会の運営について（6/13） ：みどりの里納涼盆踊り大会の詳細内容について（7/11） ：みどりの里納涼盆踊り大会の役割分担について（7/26） ：みどりの里納涼盆踊り大会の振り返り、みどりの里敬老会について、
--	---



令和5年度 (令和5年4 月から12月 まで)	国際交流祭りについて (9/13) : みどりの里納涼盆踊り大会の会場について、みどりの里敬老会の役割分担について (10/31) ○総務・広報部会会議 : 役員会・定期総会資料について、カワセミ6号編集方針について (4/12) : カワセミ6号について 内容確認 (5/17) : まちづくり計画策定委員会規程について、第1回臨時役員会について、みどりの里納涼盆踊り大会について、カワセミ7号の編集方針について (6/28) : カワセミ7号について 内容確認、まちづくり計画策定委員会について (8/9) : カワセミ8号の編集方針について、まちづくりトークショーについて (10/11) : カワセミ8号の内容の確認について (11/15) ○安心・安全部会 実施事業 青色防犯パトロール 4月6日(木)から12月28日(木)まで 昼間16回、夕方18回実施 白井第二小学校校庭環境整備 11人参加(環境・文化部会含む)(6/21) 12人参加(環境・文化部会含む)(9/20) 防災訓練IN白井第二小学校 みどり協、一般84人(内子供17人)市役所危機管理課・健康課、白井消防署、消防団等関係者34人 計118人参加(10/29)9時から11時50分 ○環境・文化部会 実施事業 カンナ街道のカンナの植栽10人参加(6/10) 白井第二小学校校庭環境整備 11人参加(安心・安全部会含む)(6/21) 12人参加(安心・安全部会含む)(9/20) 金山落環境整備4人参加(7/8) 金山落外来水草バスターズ 6人参加(9/30) 4人参加(10/1) 1人参加(10/2) 7人参加、白井高校11人(11/3) 金山落環境整備 21人参加(安心・安
--	--



令和５年度
(令和５年４
月から１２月
まで)

全部会含む)(11/11)
金山落の桜並木クリーンアップ ３人参加(11/26)
まちピカによるごみゼロ運動(12/10)
○交流・福祉部会 実施事業
みどりの里納涼盆踊り大会 練習会
１９人参加(7/20) 午後６時から
１８人参加(7/28) 午後６時から
みどりの里納涼盆踊り大会会場設営
４０人参加(工業団地協議会含む)(8/3) 午後１時３０分から
みどりの里納涼盆踊り大会
スタッフとして４５人 来場者約６００人(8/4) 午後６時から



みどりの里納涼盆踊り大会会場撤去
３５人参加(工業団地協議会含む)(8/5) 午前８時３０分から
みどりの里納涼盆踊り大会アンケートの実施
代議員４１人に通知(回答１９人)(8/17)

みどりの里敬老会
６８人参加(高齢者５７
人)(11/7) 午前１０時
３０分から



○総務・広報部会 実施事業
会報誌「カワセミ」第６号発行(６月)
会報誌「カワセミ」第７号発行(９月)
会報誌「カワセミ」第８号発行(１２月)

資料 1

白井第二小学校区みどりの里づくり協議会まちづくり計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 これからの白井第二小学校区（以下「第二小区」という。）の目指すべき方向やそのための取組内容を明らかにする新たなまちづくり計画を策定するため、まちづくり計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 新たなまちづくり計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(設置期間)

第3条 策定委員会の設置期間は、この規定の施行の日から令和6年3月31日までとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分のうちから、白井第二小学校区みどりの里づくり協議会（以下「みどりの里づくり協議会」という。）役員会において選任する。

- (1) 第二小区に存する区及び自治会の代表者 22人以内
- (2) 第二小区において活動する市民団体及び法人の代表者又はこれに準ずる者
10人以内
- (3) みどりの里づくり協議会の役員 6人以内
- (4) みどりの里づくり協議会の代議員 4人以内
- (5) 白井第二小学校関係者 4人以内
- (6) 関係行政機関の職員 2人以内
- (7) その他みどりの里づくり協議会の活動に賛同する者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、副委員長は2人とする。

2 委員長は、みどりの里づくり協議会の会長をもって充て、委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充て、副委員長は、あらかじめ委員長が定めたところにより分担して委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則、公開するものとする。ただし、会議の決定により公開しないことができる。

(意見等の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員長は、会議の開催に際し、出席委員の中から書記2人を指名し、指名された書記は、議事録を作成する。

2 議事録は、会議の過程及び結果の概要を記録したものとし、原則、公開とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、みどりの里づくり協議会の総務・広報部会において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、策定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

資料 2

計画策定までの経過

令和5年度

7月12日 みどりの里づくり協議会臨時役員会

策定委員会設置規程について
策定委員の選任について

8月23日 第1回策定委員会

副委員長の選任について
策定スケジュールについて
まちづくり計画アンケートについて
ワークショップ

10月25日 まちづくりトークショー しろいふるさと大使ものまね芸人ほりさんによるトークショー

12月13日 第2回策定委員会 令和6年度から8年度の事業計画について

1月31日 第3回策定委員会 第2次みどりの里まちづくり計画の決定

資料 3

まちづくり計画策定委員名簿

NO	区分	団 体 名	氏 名	備 考
1	(1)	折立区	宮 内 金 秀	区長
2	(1)	富塚区	古 川 照 男	区長
3	(1)	富塚区	大 塚 正 夫	区長代理
4	(1)	富塚区	川 上 正 紀	区長代理
5	(1)	富塚区	鈴 木 清 司	区長代理
6	(1)	名内区	秋 谷 滋	区長
7	(1)	名内区	山 崎 透	区長代理
8	(1)	小名内	伊 澤 史 夫	区長
9	(1)	小名内	小 松 幸 雄	区長代理
10	(1)	今井	今 井 充 陽	区長
11	(1)	今井	川 上 和 宏	区長代理
12	(1)	平塚東	飯 嶋 利 一	区長
13	(1)	平塚東	三 澤 修 三	区長代理
14	(1)	平塚西	大 井 孝	区長
15	(1)	平塚西	山 本 敏 伸	区長代理
16	(1)	中区	山 崎 富 治	区長
17	(1)	中区	板 橋 則 雄	区長代理
18	(1)	中峠団地自治会	本 郷 寿 江	自治会長
19	(1)	中峠団地自治会	中 野 繁	副自治会長
20	(1)	白井工業団地住民会	岡 崎 治 久	代表
21	(1)			
22	(1)			
23	(1)			
24	(2)	白井第二小学校区地区社協	小 林 正 継	会長
25	(2)	白井第二小学校区地区社協	人 見 政 勝	
26	(2)	白井第二小学校区地区社協	志 村 一 夫	
27	(2)	一般社団法人白井工業団地協議会	駒 村 武 夫	代表理事
28	(2)	一般社団法人白井工業団地協議会	染 谷 敏 夫	事務局長

29	(2)	NPO法人しろい環境塾	渡 邊 康 夫	理事長
30	(2)	NPO法人しろい環境塾	興 津 功	
31	(2)	白井市消防団	富 澤 隆	
32	(2)	白井市消防団	川 上 利 一	
33	(2)	高齢者クラブつくし会	小 林 清 隆	
34	(3)	安心・安全部会長	山 崎 正 司	中区
35	(3)	環境・文化部会長	宇 賀 博	折立区
36	(3)	会計	石 井 和 子	名内区
37	(3)	総務・広報部会長	折 山 郁 子	市民参加
38	(3)	副会長	小 松 正 信	小名内区
39	(4)	市民参加	山 本 悠 一	代議員
40	(4)	まちづくりプロジェクト	森 山 光 男	代議員
41	(4)	青少年相談員連絡協議会	金 井 早 苗	代議員
42	(4)	民生委員児童委員	鈴 木 幸 子	代議員
43	(5)	白井第二小学校	中 野 靖 子	
44	(5)	白井第二小学校	佐 々 木 健	令和6年1月15日まで
			岩 館 規 夫	
45	(5)	白井第二小学校PTA	永 井 英 朋	
46	(5)			
47	(6)	白井市公民センター	金 井 正	
48	(6)	白井市公民センター	伊 藤 昌 枝	
49	(7)			
50	(7)			



白井第二小学校 キャラクター ニ小ドン（にこドン）

第二小学校の校章は、**かわいい顔**に見えるのでこれを基に、計画委員会（児童委員会）が中心となって、全児童にゆるキャラの図案を募集しました。選ばれたものは、頭に梨を4つ、手には第二小学校ならではの太鼓のばち、その上にはかわいい梨の坊やがチョココンに乗っています。

全児童に名前の募集をし、令和4年7月20日ニ小ドン（にこドン）が誕生しました。

